

## 公益社団法人舞鶴青年会議所 定款

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 第1章 | 総 則       | 付1 |
| 第2章 | 目的及び事業    | 付1 |
| 第3章 | 会 員       | 付1 |
| 第4章 | 総 会       | 付2 |
| 第5章 | 役 員       | 付3 |
| 第6章 | 理事会       | 付4 |
| 第7章 | 資産及び会計    | 付4 |
| 第8章 | 定款の変更及び解散 | 付5 |
| 第9章 | 公告の方法     | 付6 |
| 付 則 |           | 付6 |

### 第1章総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人舞鶴青年会議所（英文名 Junior Chamber International Maizuru）と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

### 第2章目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域社会の健全な発展を目指し、会員の連携と指導力の啓発に努めると共に、国家さらには世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 未来を担う子どもたちの健全な育成を図る事業
- (2) 政治、経済に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (3) 地域の歴史、文化に関する調査研究並びにその健全な保全と活用を推進する事業
- (4) 地域における環境及び社会問題の改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (5) 国際的相互理解及び親善に寄与する事業
- (6) 指導力開発の知識、教養の習得並びに指導能力の開発を推進する事業
- (7) 公益社団法人日本青年会議所及び国内外の各地青年会議所との提携事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章会員

(会員の種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 舞鶴市内に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、年度中に40歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。
  - (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であったものを特別会員とする。
  - (3) 名誉会員 本会に功労のあるもので、理事会の承認を経て推薦されたものを名誉会員とする。
  - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたものを賛助会員とする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める規程により申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める規程により退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、当該年度の会費を納入しておかなければならないこととする。

2 退会者があったとき、理事長は理事会に報告しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知すると共に、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 本会の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始決定又は後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 除名
- (5) 解散

#### 第4章総会

(種類)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 毎事業年度終了後3箇月以内に開催する通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) 規程の制定、変更及び廃止
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長又は、出席した正会員の中から 選任された者がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 会員の除名

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長、理事長及び正会員の内から選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

## 第5章役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事11名以上20名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(直前理事長)

第21条 本会に、直前理事長を置くことができる。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。

(直前理事長の職務)

第22条 直前理事長は、理事会の求めに応じて、理事長経験を活かし業務について必要な助言を行う。

(直前理事長等の任期及び解任)

第23条 直前理事長の任期及び解任については、第26条第1項及び第27条の定めを準用する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表しその業務を統括する。

3 副理事長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日から、その年の12月31日までとする。

2 監事の任期は、選任された翌年の1月1日から、選任された年の翌々年の12月31日までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 本会の理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定に関する事項

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、監事及び当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 終身会費

(5) 寄附金品

(6) 事業に伴う収入

(7) 資産から生じる収入

(8) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会を経て別に定める。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告によりおこなう。

2 止むを得ない事由により電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年11月22日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは第36条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は楠崇智とする。

附則

この定款の変更は、平成26年2月19日から施行する。